

こ保認第1062号  
令和5年3月20日

各保育・教育施設設置者様  
施設長・園長様  
幼保連携型認定こども園設置者様・園長様

横浜市こども青少年局保育・教育運営課長  
保育・教育認定課長

### 新型コロナウイルス感染症にかかる利用料日割り対応の終了について（通知）

日頃から本市保育・教育行政に御理解・御協力をいただき、ありがとうございます。  
また、新型コロナウイルス感染症への対応について、様々な工夫を凝らし長期にわたりご対応をいただいていること、改めて深く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症への対応では、児童が陽性等になりお休みした場合に、内閣府令に基づいて利用料を日割りする対応を行っておりましたが、先般、内閣府・厚生労働省より、令和5年4月以降は当該措置を廃止する旨の通知が発出されたことから、本市におきましても、利用料の日割り対応を終了することといたしましたので、お知らせいたします。

#### 1 利用料（保育料）の日割り対応について

新型コロナウイルス感染症にかかる0～2歳児クラスの利用料（保育料）の日割り対応については、「令和5年3月31日」をもって終了します。新型コロナウイルス感染症にかかる陽性・濃厚接触者・休園等すべて同様の取扱いとなります。

- ・ 3月31日までにお休みした分 → 利用料を日割りします。
- ・ 4月1日以降にお休みした分 → 利用料は日割りしません。

（例：3月中に陽性となった場合も、4月1日以降にお休みした分は日割りされません。）

※利用料の日割りに関する報告は、これまでどおり翌月15日（3月分は4月15日）までに電子申請にてご提出をお願いします。

#### 2 陽性者数の報告について

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の扱いが2類相当に指定されている間は、引き続き報告をお願いします。（5月7日までの分を報告して下さい）

5月8日以降の取り扱いについては別途お知らせいたします。

（裏面あり）

### 3 その他

本市からの児童に対する登園自粛要請と利用料日割りの取扱いは終了しますが、新型コロナウイルス感染症に罹患した場合には、風邪やインフルエンザ等と同様に園をお休みしていただくこととなります。陽性者や濃厚接触者について、感染症法に基づき自宅療養や不要不急の外出自粛となる取扱いは継続されています。

引き続き、新型コロナウイルスをはじめとする感染症の拡大防止のため、児童や職員の健康管理、消毒等の感染予防対策を講じていただきますよう、お願いいたします。

#### ○ 添付資料

保護者の皆様への配布資料

#### 【担当】

(施設で新型コロナウイルスが発生した場合の対応)

こども青少年局 保育・教育運営課 671-3564

(利用料の日割りにかかる運用について)

こども青少年局 保育・教育認定課 671-0255